

高松市立十河小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月3日見直し

1 いじめの定義と本校の基本姿勢

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
いじめ防止対策推進法（平成25年）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であるという認識に立ち、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、本校ではいじめ防止のために以下のような取組をする。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師は分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図り、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わうことができるように努める。

特別の教科「道徳」では、命の大切さや友情についての学習を通して、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある児童が育つように、継続的・重点的な指導や取組を行い、いじめを生まない学級づくりや雰囲気づくりに努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①教師の見取り

いじめ根絶をめざし、日々の学級経営、授業場面で児童の様子をしっかりと見取り、把握し、兆候を早期に発見し、対応することができるよう心がける。

②互いに感謝を伝える機会を設ける

学級・学年だけでなく、児童のかかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、なかよし班で「ありがとうカード」を交換する機会を設ける。

③道徳の日

毎月19日を「道徳の日」と設定し、道徳ノート等を活用して、道徳的価値を深く理解できるようにする。児童はノートを家庭に持ち帰るなどして、家庭での協力や助言を得る。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・なかよし活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリント、A Iドリル活用の工夫

②人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等でソーシャルスキルトレーニングや対話トレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせたり、認められる自分が存在するを感じたりすることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおいて、育てたい資質・能力やその内容を明確にし、児童一人ひとりが主体的・対話的に学習に取り組む単元や仕組みを考え、発問や指導方法、環境設定を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感する機会の保障と、相互交流の工夫を行うことで、他者とコミュニケーションをとる力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「えがおちゃん相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「教育相談アンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事前に問題を解決するための手立てとする。

オ エと同様に年3回の「なやみ・いじめアンケート」により、児童の思いや心情の変化に気づき、直ちに当該児童から話を聞き、寄り添うことで問題の早期解決を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対してはき然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であることを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家の助言や協力を積極的に取り入れて解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、学年団の教員、コミュニティスクール会員（PTA会長、主任児童委員、十河校区連合自治会会長、青少年健全育成連絡協議会会長、十河地区コミュニティ協議会会長、十河コミュニティセンター長）、高松東警察署生活安全課課長

平成25年10月1日策定

令和3年4月2日改訂